平成27年２月18日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
静岡県知事(4)第02363号	マルタカ・アドヴァンス
愛媛県知事(1)第00122号	有限会社森商事
大阪府知事(4)第12026号	エースファイナンス
京都府知事(10)第01193号	アールファイナンス
鹿児島県知事(1)第00121号	有限会社丸善商事
京都府知事(5)第02967号	スマート
滋賀県知事(5)第00769号	滋賀コープサービス株式会社
東京都知事(1)第00210号	松川商事株式会社
京都府知事(7)第02154号	ローンズフレア
石川県知事(3)第00949号	株式会社ロング
宮崎県知事(2)第01793号	株式会社ＮＵＣＳ
東京都知事(1)第31429号	株式会社リエスト
東京都知事(1)第31506号	株式会社ユニオンアセット

社内検定認定公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号）第一条第一項の規定により次の社内検定を平成二十七年二月二十三日付けで認定したので、社内検定認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　認定事業主等の名称

管清工業株式会社

二　認定事業主等の所在地

東京都世田谷区上用賀一丁目七番三号

三　認定社内検定の名称

排水管理総合技術者検定

四　認定社内検定の対象職種の名称

排水管の清掃及び調査

国家試験

平成二十六年度一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成二十六年度一級及び二級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　合格者の受験番号の掲示　平成二十六年度一級及び二級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び一般財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（一般財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

高松市サンポート三―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

福岡市博多区博多駅東二―十―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

小平市喜平町二―一―二　一般財団法人全国建設研修センター

二　合格証明書の交付申請

（一）申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行った一級又は二級造園施工管理技術検定実地試験に合格した者

（二）提出書類　合格証明書交付申請書

（三）申請の受付期間　平成二十七年三月四日から平成二十七年三月十四日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

三　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九―十五　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二―一　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一―一―一　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二―五―一　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一―五―四十四　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課

〒七三〇―〇〇一三　広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二―十―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

四　合格証明書交付　申請者に対し平成二十七年三月下旬に合格証明書を交付する。

公　告

諸事項

商号登記抹消公告

営業所　岐阜県高山市新町1739番地の４

商　号　正真飛騨春慶本舗

上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。

商業登記法第135条第２項の規定により公告する。

平成 27 年３月４日　　岐阜地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人石黒重徳の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 27 年３月４日　　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　追分インベストメンツ株式会社

2．住所　長野県北佐久郡軽井沢町大字追分612

3．代表者の氏名　代表取締役　斎藤　尚宏

4．取戻しをしようとする営業保証金の額

5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2197号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年９月４日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 27 年３月４日

関東財務局長　細田　隆